

公

告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定に基づき、条件付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和８年７月２３日

田原市長 山下 政 良

１ 入札に付する事項

- （１）物 件 名 田原市使用済パソコン等売却
- （２）引渡場所 田原市田原町地内
- （３）引渡期限 令和８年９月１１日まで
- （４）概 要

パソコン ４９８台

マウス、キーボード、ＡＣアダプター 一式

２ 入札参加資格に関する事項

公告日前日における令和８年度及び令和９年度の田原市入札参加資格の認定において、次の各号のいずれにも該当する者。ただし、地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者及び公告日から落札決定の日までにおいて、田原市から受けた入札参加停止処分期間を経過しない者を除く。

- （１）愛知県内の本店、支店、営業所等で本市に入札参加資格の登録をしていること。

- (2) 業種に 0 2 物品の買受け、営業種目に 0 1 不用品買受、取扱内容に 1 6 パソコン・OA 機器の登録があること。

3 入札参加の申込み及び資格の確認等

入札参加を希望する者は、申込期間までに申込書を持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申込期間 公告日から令和 8 年 8 月 6 日午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）

- (2) 申込場所 田原市役所企画部情報政策課

- (3) 郵送で申し込む場合 1 3 問合せ先（現地説明以外に関すること）の住所に郵送し、封筒に「入札参加申込書在中」と朱書きすること。また、申込期間の間に必着すること。

- (4) 申込書 申込書は、公告日から申込期限までの間に、田原市ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.city.tahara.aichi.jp/seisaku/nyusatsukeiyaku/1001549/1013369/1013370.html>

- (5) 入札参加資格の有無 入札参加資格の有無は、令和 8 年 8 月 8 日に郵送で通知する。

4 設計図書の配信

本件に係る設計書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の配信を次のとおり行う。

- (1) 配信期間 公告日から令和 8 年 8 月 1 8 日午後 5 時までとする。

- (2) 配信方法 設計図書等は、田原市ホームページから、本件の添付ファイルをダウンロードすること。

URL <https://www.city.tahara.aichi.jp/seisaku/nyusatsukeiyaku/1001549/1013369/1013370.html>

- (3) 設計図書等に関する質問 設計図書等に関する質問がある場合には、令和 8 年 8 月 3 日午後 5 時までに文書の持参又は郵送により提出すること。提出方法は田原市ホームページから「入札質疑書」をダウンロードし、必要事項を記入して提出すること。

回答は、令和 8 年 8 月 5 日までに、同案件名のファイルを配信するのでダウンロードし、確認すること。

URL <https://www.city.tahara.aichi.jp/seisaku/nyusatsukeiyaku/1001549/1013369/1013370.html>

5 現地説明を行う日時及び場所

下見会は、事前予約制とするので、参加希望者は次の受付期間に企画部情報政策課まで電子申請すること。

- (1) 受付期間 公告日から令和 8 年 7 月 29 日午後 5 時まで
(2) 実施日時 令和 8 年 7 月 31 日の午前 9 時から午後 4 時 40 分まで（午後 0 時から午後 1 時は除く）
(3) 電子申請先

URL <https://logoform.jp/form/yTy5/1704448>

- (4) 場所 田原市田原町南番場 30 番地 1 田原市役所
(5) 問合せ先 企画部情報政策課 電話 0531-23-3561

6 入札書の提出方法等

入札書の提出は、次により行う。

- (1) 入札執行の場所 田原市役所北庁舎 1 階大会議室

- (2) 入札書提出の日時 令和8年8月18日午後2時00分
- (3) 入札執行回数については、2回とする。
- (4) 開札の日時 入札終了後直ちに行う。
- (5) 入札書に記載する件名及び場所は、本公告と同一にすること。
同一でない入札を無効とする。
- (6) 入札の実施については、田原市入札者心得書及び田原市一般競争入札実施要領により行う。ただし、田原市入札者心得書第15条第1項及び田原市一般競争入札実施要領第7条第2項中「予定価格の制限の範囲内で最低の価格」とあるのは「予定価格以上で最高の価格」と読み替えるものとする。
- (7) 各種要領、契約条項その他書類は田原市ホームページから入手できる。

URL <https://www.city.tahara.aichi.jp/>

7 入札保証金

入札保証金の納付については、免除とする。

8 予定価格

非公表とする。

9 入札の無効に関する事項

田原市入札者心得書第14条に該当する場合

10 落札者決定の方法

入札終了後、開札を行い、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじで落札者を決定する。

11 契約保証金

契約保証金の納付については、免除とする。

1 2 その他

(1) 入札参加資格確認の結果、入札参加資格を有すると認められた者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の金額は、総価で行う。

1 3 問合せ先

企画部情報政策課 電話 0 5 3 1 - 2 3 - 3 5 6 1

〒 4 4 1 - 3 4 9 2 住所 田原市田原町南番場 3 0 番地 1